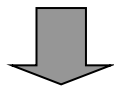


緊急車いす貸し出しをご利用の前に

この事業は当協会が県内にお住まいの方を対象に、事故や病気、怪我等により一時的、且つ緊急的に車いすの使用が必要になった方へ、短期間、無償で車いすを貸出す制度です。申請する前に必ず以下の事項をご確認ください。

申請から貸し出しまで

事前に在庫の状況をお電話にてご確認ください。
(HP 掲載の在庫数はあくまでも目安に過ぎません。)



申請書を提出してください。
緊急の場合は当協会にて記入していただいても構いません



貸出しは当協会までご来所ください。(必ず事前にお電話ください)

貸出し対象：千葉県内居住し、病気、怪我等により一時的に車いすの使用が必要となり協会が認めた者。(ただし、介護保険給付対象者を除く)

貸出時間：10時～16時

- ・ 協会にて借用書の記入をお願いします。その際、身分証のコピーを取らせていただきます。印鑑もおもちください。

貸出し期間：最高3ヶ月とし、次の貸出しまでは1ヶ月間 間をあける。

費用：貸出しは無料です。ただし破損・減失した場合は修理、もしくは補填をしていただきます

返却：来所のうえ、破損・部品等確認後、申請書、身分証明書コピーを返却

ご注意

- 車いすは既製の自走型(手動)です。特殊な装備はありません。
- 貸出した車いすを自宅以外に置いたままにする場合は協会所定の確認書を提出願います
- 千葉県外へ移転等で離れる場合は速やかに返却してください
- 貸与中の事故等については申請者の責任とする